

第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の市及び防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災関係機関の活動

地震災害発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 計画の内容

区分	内 容																	
焼津市災害対策本部	焼津市災害対策本部の設置	(1) 市長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、焼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を焼津市消防防災センター1階に設置する。 (2) 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。 (3) 本部長（市長）は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措置を講ずるものとする。																
	焼津市災害対策本部の組織及び事務所掌	焼津市災害対策本部条例（昭和55年12月26日焼津市条例第34号）（資料編（共通対策）3－2－1⑤）及び焼津市災害対策本部等運営規程（昭和58年7月19日訓令甲第6号）（資料編（共通対策）3－2－1⑥）の定めるところによる。																
	組織体制	地震災害が発生した場合は、初期段階でとるべき緊急措置と時間の経過とともに変化する状況に応じて求められるべき対策を機能的に行うため、以下に例示する活動区分に留意しつつ焼津市災害対策本部を組織する。 <table><tr><th>段階</th><th>区分</th><th>期間</th><th>活動の要旨</th></tr><tr><td>第1段階</td><td>混乱期</td><td>発災～3日間程度</td><td>市民の生命及び財産を保護し、消火・救出救護・避難等に総力を注ぐ活動を行う。</td></tr><tr><td>第2段階</td><td>收拾期</td><td>4～10日目程度</td><td>市民の安全を確保し、かつ民心の安定を図るための救済活動を行う。</td></tr><tr><td>第3段階</td><td>回復期</td><td>11日目程度</td><td>市民の日常生活への復旧に向けた応急復旧活動を行う。</td></tr></table>	段階	区分	期間	活動の要旨	第1段階	混乱期	発災～3日間程度	市民の生命及び財産を保護し、消火・救出救護・避難等に総力を注ぐ活動を行う。	第2段階	收拾期	4～10日目程度	市民の安全を確保し、かつ民心の安定を図るための救済活動を行う。	第3段階	回復期	11日目程度	市民の日常生活への復旧に向けた応急復旧活動を行う。
	段階	区分	期間	活動の要旨														
第1段階	混乱期	発災～3日間程度	市民の生命及び財産を保護し、消火・救出救護・避難等に総力を注ぐ活動を行う。															
第2段階	收拾期	4～10日目程度	市民の安全を確保し、かつ民心の安定を図るための救済活動を行う。															
第3段階	回復期	11日目程度	市民の日常生活への復旧に向けた応急復旧活動を行う。															
警戒本部移行型	南海トラフ地震臨時情報が発せられてから南海トラフ地震が発生した場合は、あらかじめ設置した警戒本部から、ただちに災害対策本部体制に移行する。																	

区分	内 容		
焼津市災害対策本部	組織体制	職員の配備体制	(1) 職員の動員については、焼津市災害対策本部等運営規程（昭和58年7月19日訓令甲第6号）の別表第3「災害時の配備体制基準」による。 (2) 消防団員は、別に定める計画により配備し、消防団長の指揮の下に所轄地域の災害応急対策にあたる。 (3) 所属長は、地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。
	所掌事務		災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 (1) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 (2) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 (3) 消防、水防その他の応急措置 (4) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援部隊等の受入及び調整 (5) 被災者の救助、救護、その他の保護 (6) 施設及び設備の応急の復旧 (7) 防疫その他の保健衛生 (8) 避難の指示又は警戒区域の設定 (9) 緊急輸送の実施 (10) 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 (11) 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 (12) 自主防災組織との連携及び指導 (13) ボランティアの受入れ
消防、水防機関の措置	消防団、水防団		(1) 被害状況等の情報の収集と伝達 (2) 消火活動、水防活動及び救助活動 (3) 津波避難場所の安全確保及び避難路の確保 (4) 地域住民等の津波避難場所への誘導 (5) 危険区域からの避難の確認 (6) 自主防災組織との連携、指導、支援

2 消防機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
志太消防本部	災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連携をとるものとする。 (1) 消防本部体制に関すること (2) 救助及び救急体制に関すること (3) 地域住民等への避難の指示の伝達 (4) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督 (5) 火災発生時の消火活動 (6) 水防活動における救助、救急に関すること (7) 被災者の救助、救急 (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 志太消防本部職員は、志太消防本部消防計画に基づき配備する (10) その他地震災害拡大防止のための措置

3 防災関係機関

（共通対策編 第1章 総則 第2節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。）

第2節 情報活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。）

第3節 広報活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。）

第4節 緊急輸送活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第19節「輸送計画」に準ずる。）

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第5節 広域応援活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節「応援・受援計画」に準ずる。）

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

1 消防活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第24節「消防計画」に準ずる。）

2 水防活動

市の水防計画の定めるところによる。

3 人命の救出活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。）

4 被災建築物等に対する安全対策

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。）

5 災害危険区域の指定

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。）

第7節 避難活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。）

第8節 社会秩序を維持する活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第18節「社会秩序維持計画」に準ずる。）

第9節 交通の確保対策

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第20節「交通応急対策計画」に準ずる。）

第10節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第9節「食料供給計画」及び第10節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。）

2 給水活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第11節「給水計画」に準ずる。）

3 燃料の確保

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節「衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。）

4 医療救護活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節「医療・助産計画」に準ずる。）

5 し尿処理

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。）

6 廃棄物（生活系）処理

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。）

7 災害廃棄物処理

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。）

8 防疫活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第14節「防疫計画」に準ずる。）

9 遺体の搜索及び措置

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第16節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」に準ずる。）

10 応急住宅の確保

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。）

11 ボランティア活動への支援

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第26節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。）

第11節 学校における災害応急対策及び応急教育活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第21節「応急教育計画」に準ずる。）

第12節 被災者の生活再建等への支援

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第22節「社会福祉計画」に準ずる。）

第13節 市有施設及び設備等の対策

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第34節「市有施設及び設備等の対策計画」に準ずる。）

第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

市民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

区 分		内 容
水道（市水道事業）		(1) 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 (3) 配管の仮設等による応急給水に努める。 (4) 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。
電力 （中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（藤枝営業所））		(1) 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 (2) 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めるとともに、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 (3) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 (4) 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 (5) 水力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる
ガス （東海ガス株式会社、一般社団法人静岡県LPGガス協会藤枝地区会）		(1) 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。 (2) 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 (3) 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。 (4) 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。 (5) 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 (6) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
通 信	西日本電信電話株式会社（静岡支店）	(1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 ア 臨時回線の設定、中継回路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171サービスを提供する。 (2) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 (3) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 (4) 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
	株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）	(1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 ア 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。 (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 (3) 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）		(1) 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 (2) 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。 (3) 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

区 分	内 容
市中金融	(1) 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 (2) 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 (3) 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 ア 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 イ 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
鉄道 (東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社)	(1) 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。 (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 (3) 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
道路(国、県、市)	(1) 道路管理者相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。 (2) 道路管理者相互に連携し緊急輸送路の早期確保に努める。 (3) 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。 (4) 県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。
漁港 (静岡県焼津漁港管理事務所)	(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡 パトロール等により漁港施設(岸壁等)の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、漁港施設の占有者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。 (2) 陸閘の操作 津波の危険のある地域においては、陸閘の閉鎖操作を行う。 (3) 応急措置の実施、2次災害の防止 ア 危険箇所の立入り禁止措置をとる。 イ 陸閘の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。 (4) 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施 緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。また、漁港施設の占有者に対し、漁港機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。

第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (2) 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
 - ア 津波に関する情報収集、伝達
 - イ 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
- (3) 出火防止措置、消防用施設等の点検
- (4) その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

施設・事業所	計画において定める個別の事項	
病院、診療所、スーパー等	(1) 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 (2) 地震及び津波に関する情報並びに津波避難場所、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。 (3) 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。	
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。	
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業	(1) 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 (2) 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。	
学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	津波避難場所、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な避難行動要支援者の安全確保に必要な措置等に配慮する。	
水道、電気及びガス事業	水道 (市水道事業)	水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
	電気	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。
	ガス	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。
道路	津波による被害が予想される区間及び避難者としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置を講ずる。	